

令和6年度 川崎市農業生産振興対策事業補助金

— 公募要領 —

川崎市では、営農意欲の強い農業経営者を確保し、市街化区域の生産緑地地区指定農地と市街化調整区域農地の高度利用及び多様な営農展開を促進することにより、農業経営の安定を推進するとともに、都市における農地等の適正な保全を図ることを目的に、川崎市農業生産振興対策事業補助金の制度を設けています。令和6年度の補助事業者を次により公募します。

<p>対 象 者</p>	<p>次の条件のいずれかを満たす農業経営者及び農業経営者で組織された団体</p> <p>①市内に生産緑地地区指定農地等を有する農業経営者 ※生産緑地地区指定農地等の指定申出を行い、補助事業の実施年度内に指定された者も含まれます。</p> <p>②市内に市街化調整区域の農地を有する農業経営者</p>
<p>対 象 事 業 及び補助率等</p>	<p>次のとおりとし、年度内に事業完了（工事完成又は機械等の納品、代金の支払い、実績報告、完了検査の受検を含む。）まで行うことができるもの。</p> <p>【農業施設整備事業】</p> <p>① 園芸施設等の設置 農業経営者又は農業経営者で組織された団体がそ菜・花きの栽培又はしいたけ等の原木育成等を行うための鉄骨造の温室を設置するもので、設置面積が原則として100平方メートル以上のものであること。 補助率：設置に要する経費（消費税相当額を除く。）の30パーセント以内</p> <p>② 多目的防災網等の設置 農業経営者又は農業経営者で組織された団体が気象等による農作物への被害を防ぐための防災網、野鳥による食害等を防ぐための防鳥網、又は農薬飛散防止のための防薬網等を新規設置するものであること。 補助率：設置に要する経費（消費税相当額を除く。）の20パーセント以内</p> <p>③ 農産物加工施設等の設置 農業経営者又は農業経営者で組織された団体が、立地環境を活かして多様な営農展開の推進及び都市農業経営の安定化を図るため、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第2項第2号において定める施設※を設置するものであること。 ※一定の条件を満たす加工所・販売所・農家レストラン 補助率：設置に要する経費（消費税相当額を除く。）の30パーセント以内</p> <p>★「雇用就農促進のための園芸施設等の設置」及び「新規就農促進のためのほ場整備」は別途公募要領を定めます。</p>

	<p>【農業機械等整備事業】</p> <p>④ 農業機械等の共同利用のための導入 3戸以上の農業経営者で組織された団体が、農業機械等の効率利用を図るため共同で導入し、この管理運営が行われる見込みがあること。 補助率：導入経費（消費税相当額を除く。）の40パーセント以内</p> <p>⑤ 予冷库・保冷库の設置 農業経営者又は農業経営者で組織された団体が予冷库・保冷库を導入し、この管理運営が行われる見込みであること。 補助率：導入経費（消費税相当額を除く。）の40パーセント以内</p> <p>⑥ 農業用施設の改良 農業経営者又は農業経営者で組織された団体が生産施設（農舎、ハウス、畜舎、果樹棚等）の改良等、農業経営の効率化のために農業用資材を購入するものであること。 補助率：農業用資材の購入経費（消費税相当額を除く。）の20パーセント以内 * パイプハウスの高耐候型への補強にも活用できます。</p> <p>⑦ 省エネルギー型加温設備等の導入 施設園芸を営む農業経営者（法人である農業経営体を含む。）が省エネルギー型加温設備等を導入するものであること。 次の設備の購入経費（工事費及び消費税相当額を除く。） ・ ヒートポンプを用いた加温設備 ・ 排熱回収装置を用いた加温設備 ・ 燃料電池 ・ 局所暖房 ・ 太陽熱温水器 ・ 蓄熱槽 補助率：購入経費（消費税相当額を除く。）の50パーセント以内</p> <p>⑧ 畜産経営に資する資機材の導入 畜産を営む農業経営者（法人である農業経営体を含む。）が生産性向上及び家畜伝染病予防に資する資機材を導入すること。 【具体的な事業対象の例】 （生産）給餌機、洗卵・選別機、畜産環境モニタリングシステム、哺乳・搾乳ロボット等 （消毒）自動噴霧器（高圧洗浄機、動力噴霧器等）、農場並びに衛生管理区域入退場時の消毒設備 （侵入防止）防鳥網、防虫及び防鼠機器 【事業対象とみなさないもの】 ・ 農場の衛生管理上、通常具備すべき被服及び消耗品並びに薬品等の購入費用 ・ 資機材のリース 補助率：購入経費（消費税相当額を除く。）の50パーセント以内</p>
<p>補助額</p>	<p>原則として上記補助率乗じて算出し、千円未満の端数を切り捨てた金額とします。 ※予算の範囲内での補助となるため、申請額と交付決定額は一致しない場合</p>

	があります。(複数の申請があり申請額の合計が予算額を超えた場合は、原則、補助対象経費及び補助率に基づく按分により交付決定を行います)。
事前相談	事業の適否、申請書及び添付書類の要否及び記入方法の説明のため事前相談をお願いいたします。(要電話予約)
申請手続き	申請される方は、申請書類を下記担当まで御提出ください。 申請書類は川崎市ホームページからダウンロードできます。
受付期間	令和6年4月1日(月)～5月17日(金) 午前9時00分～正午・午後1時00分～午後5時00分まで(土・日・祝日を除く) ※上記期間後については、令和6年6月以降、毎月末を〆切とし、予算額に達した月に募集を終了します(予算額に達しない場合でも、令和6年12月31日(火)に募集を終了します。)
受付場所	川崎市農業技術支援センター 〒214-0006 川崎市多摩区菅仙谷3丁目17-1
事業と手続きの流れ	①交付申請(書類不備のあるものは受付できません) ②受付〆切 ③補助金交付決定 ※受付〆切後、1か月程度かかります。 ④交付決定後、事業着手 ⑤工事完成又は機械等の納品後、業者への支払い ⑥事業完了 ⑦実績報告書・発注実績報告書及び証拠書類等の提出 ⑧完了検査・補助金交付額の確定 ※年度内必須 ⑨補助金請求書の提出・支払い

【お問合せ・申請先】

川崎市農業技術支援センター 経営支援係

住 所：〒214-0006 川崎市多摩区菅仙谷3丁目17-1

電 話：044(945)0153

F A X：044(945)6655

E-Mail：28nougic@city.kawasaki.jp

ホームページ：http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000093055.html

※詳細については川崎市農業生産振興対策事業要綱をご確認ください。